

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業清算金規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 120 号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業清算金規則

(趣旨)

第 1 条 土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき名古屋市が施行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関しては、法及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）並びに名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例（昭和59年名古屋市条例第64号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(清算金の相殺)

第 2 条 清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、法第 111 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金と交付すべき清算金（法第 112 条第 1 項本文の規定により供託する場合を除く。以下同じ。）とを相殺するものとし、この場合における交付すべき清算金の宅地の各筆又は所有権以外の各権利について徴収すべき清算金に対する

る充当は、同一人が有する宅地の各筆又は所有権以外の各権利について金額の少ないものから順次行うものとする。

(清算金の供託)

第3条 法第112条第1項本文の規定により清算金を供託しようとするときは、その清算金の交付を受けるべき者及びその清算金に係る宅地又は所有権以外の権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者にあらかじめその旨を通知する。

(清算金の交付の通知)

第4条 条例第20条の規定による清算金の交付の通知は、清算金交付通知書（第1号様式）により行う。

(清算金の分割徴収)

第5条 清算金を分割徴収する場合において、各回の徴収すべき清算金の額は、清算金の額を分割回数で除して得た額とする。ただし、第4項の規定による届出の際に、第1回の納付希望金額の届出があったときは、当該納付希望金額がこの項本文の規定により算出された額を超える場合に限り、第1回の徴収すべき清算金の額を、当該納付希望金額とし、第2回以後の各回の徴収すべき清算金の額を、清算金の額から当該納付希望金額を控除した額を分割回数から1を減じた数で除して得た額とすることができる。

- 2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1回の徴収すべき清算金の額に合算するものとする。
- 3 条例第21条第4項の規則で定める率は、年0.7パーセントとする。
- 4 条例第21条第6項の規定による清算金の分割納付の届出は、清算金分割納付届出書（第2号様式）によりしなければならない。
- 5 条例第21条第6項の規定により清算金の分割納付を承認したときは、清算金分割納付承認書（第3号様式）により清算金を納付すべき者に通知する。

(繰上徴収)

第6条 条例第21条第7項の規定により未納の清算金を繰上徴収する場合においては、清算金分割納付承認取消し及び繰上徴収通知書（第4号様式）により通知する。

(氏名又は住所の変更の届出)

第7条 条例第21条第8項の規定による氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）の変更の届出は、変更届出書（第5号様式）によりしなければならない。

（滞納処分）

第8条 法第110条第3項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、同条第5項の規定により、清算金及び延滞金を国税滞納処分の例により徴収する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

整理番号	
交付番号	

清 算 金 交 付 通 知 書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長

印

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の清算金を次のとおり交付します。

1 交付金額 金 円

2 交付期日 年 月 日

3 交付場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

整理番号	
徵収番号	

清 算 金 分 割 納 付 届 出 書

年 月 日

(宛先)

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長

届出者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月 日付けで通知を受けた名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の清算金を次のとおり分割納付したいので、届け出ます。

清算金金額	分割納付の方法		備考
	期限	回数	

注 第1回の納付額について清算金金額を分割回数で除して得た額を超えて納付を希望する場合は、備考欄に納付希望金額を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

整理番号	
徵収番号	

清算金分割納付承認書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業
 施行者 名古屋市
 代表者 名古屋市長 印

年 月 日付けで届出のあった名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の清算金の分割納付を次のとおり承認します。

分割納付すべき期限と金額	納付すべき清算金（元金の合計）		円		
	回	納付期限	元金	利子	合計
1	年 月 日 ・ ・	円	円	円	円
2	・ ・				
3	・ ・				
4	・ ・				
5	・ ・				
6	・ ・				
7	・ ・				
8	・ ・				
9	・ ・				
10	・ ・				
11	・ ・				

分 割 納 付 す べ き 期 限 と 金 額	回	納付期限	元金	利子	合計
	12	年月日 ・・	円	円	円
	13	・・			
	14	・・			
	15	・・			
	16	・・			
	17	・・			
	18	・・			
	19	・・			
	20	・・			
	21	・・			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

整理番号	
微収番号	

清算金分割納付承認取消し及び繰上徴収通知書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長

印

年 月 日付け 第 号により清算金の分割納付を承認しましたが、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例第21条第7項の規定により分割納付の承認を取り消し、次のとおり繰上徴収することを通知します。

元金 (第 回以降の分)	円
利 子	円
合 計	円
納 付 期 限	年 月 日
分割納付承認取消し 及び繰上徴収の理由	

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

整理番号	
微収番号	

変更届出書

年 月 日

(宛先)

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業
施行者 名古屋市
代表者 名古屋市長

届出者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
氏名又は名称		
住所又は主たる事務所の所在地		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。